

議案第 14 号

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立男女平等推進センター条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立男女平等推進センター条例（平成 11 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、区長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

別表東京都板橋区栄町 36 番 1 号の項中「午後 9 時 30 分」を「午後 8 時」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

男女平等推進センターの利用時間の特例を設け、団体交流室及び情報資料コーナーの利用時間を変更する必要がある。